## 医科点数表の解釈 平成30年4月版

## Web追補 No.4 (平成30年9月号)

平成30年9月7日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
  - 平成30年8月28日 厚生労働省告示第310号(平成30年8月29日適用)
  - 平成30年8月31日 厚生労働省告示第313号(平成30年9月1日適用)
  - 平成30年8月31日 保医発0831第1号(平成30年9月1日適用)
  - 平成30年8月31日 保医発0831第11号 (平成30年9月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『<mark>診療報酬関連情報ナビ</mark>』からご覧いただけます。 本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2018\_sinryo/index.html)

頁	欄  行	変更前	変更後
465	右 下から8行目	「次行に追加〕	(4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。
465	右下から7行目	(4)	(7)
512	右 上から2行目	〔次行に追加〕	エ 本検査の実施に際し、D006-2造血器腫瘍 遺伝子検査及びD006-4遺伝学的検査の点数 を準用して算定する場合は、「注」に定める施 設基準の規定は適用しない。
512	右 上から2~3 行目	(平30. 5.31 保医発 0531 3)	(平30. 8.31 保医発 0831 11)
518	〔D007血液化学 用する項目とし		<ul> <li>ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</li> <li>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、D007血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。イ本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤</li> </ul>

頁	欄	行	変更前	変更後
				治療方針の選択時に1回に限り算定する。 ウ 本検査を行う場合には,関連学会が定め る実施方針を遵守する。 <b>図</b> (平30.8.31 保医発 0831 1)
			〔前行に追加〕	(内視鏡的胆道拡張術について)
984		K686内視鏡的 する項目として	胆道拡張術の所定点数(13,820点)を準用 「追加」	◇ 経内視鏡的に経胃又は経十二指腸的に膵嚢胞との瘻孔造設を行った場合は、K686内視鏡的胆道拡張術の所定点数を準用して算定できる。なお、この場合は「(内視鏡的胆道拡張術について)」を適用しない。 ■ (平30.8.31 保医発 0831 11)
1275	_	上から4行目	(最終改正;平成30年5月31日 厚生労働 省告示第239号)	(最終改正;平成30年8月31日 厚生労働省告 示第313号)
1285	_	下から13行目	〔次行に追加〕	(10) 骨充填用スペーサー 3,400円
1293	_	上から2行目	〔次行に追加〕	[編注;承認番号が22900BZX00053000のものに ついては,平成30年9月1日から平成 32年3月31日まで984,000円]
1297		上から3行目	〔次行に追加〕	⑤ 大血管用ローテーションシース 263,000円
1301	_	下から23行目	〔次行に追加〕	201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム493,000円
1305		下から3行目	[112 ペースメーカーの項の次に追加]	<b>120 生体弁</b>
1307	_	上から4行目	(最終改正;平30.7.31 保医発 0731 1) [黄色網かけはWeb追補No.3等にて改正済み]	(最終改正;平30. 8.31 保医発 0831 11)
1313	-	上から10〜22 行目	(2) 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 ア 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定的 あまったい。 る場合は、区分番号「K595」を経カカテーテル心筋焼灼術の三次元か。 イ 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」と、123 を使りカテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション月機能付き」と123 経皮的カテーテルの「熱アブレーション月機能付き」と123 経皮的カテーテルの「熱アブレーション月機能付き、特殊型」の両方を使用した場合は、主たるもののみ算定する。	(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
1314	右	下から1行目	〔次行に追加〕	ウ 大血管用ローテーションシースの使用に あたっては、関連学会の定める当該材料の実 施基準に準じて使用した場合に限り算定で きる。
1319	右	下から3行目	〔次行に追加〕	201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システムの使 用にあたっては、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り、算定できる。
1396	_	上から5行目	(最終改正;平成30年5月21日 厚生労働 省告示第229号)	(最終改正;平成30年8月28日 厚生労働省告 示第310号)
1400	_	上から20行目	及びスージャヌ配合錠	,スージャヌ配合錠,オデフシィ配合錠及びジェミーナ配合錠(1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)